

青森地方労働審議会 第1回青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会 議事録

- 1 日 時 令和6年12月17日(火) 午前10時～午前12時17分
- 2 場 所 県火災あおもりビル 3階ミーティングルーム
- 3 出席者

【 委 員 】	公益委員	飛 鳥 委 員	奈 良 委 員	原 委 員
	家内労働者委員	秋 田 谷 委 員	山 内 委 員	山 下 委 員
	使用者委員	小 山 田 委 員	佐 藤 委 員	服 部 委 員
【 事 務 局 】	上 野 労働基準部長	森 越 賃 金 室 長	木 村 室 長 補 佐	高 山 賃 金 指 導 官

4 開会

(事務局 賃金室長)

それでは、佐藤委員が15分くらい遅れているということですが、ある程度進行の方を進めさせていただきたいと思うのですが、それともお待ちしてもよろしいですかね？

(小山田委員)

お任せします。

(事務局 賃金室長)

到着まで15分くらいとのことですが。

(小山田委員)

佐藤委員は、前回も出席されているようですので、そういう意味では説明を進めてもよろしいのかなと思います。皆さんのご意見を聴いていただいた上で。

(事務局 賃金室長)

それでよろしければ進めていきたいと思えます。

(事務局 室長補佐)

それでは、ただ今から第1回青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会を開会いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、佐藤委員が少し遅れておりますが、委員の3分の2以上出席されておりまして、地方労働審議会令第8条第3項に基づく定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

また、改正審議に当たって、家内労働法第11条第1項に基づき、家内労働関係者からの意見聴取に関する公示をしましたが、意見の提出はありませんでした。

さらに、本日の専門部会は、青森地方労働審議会運営規定第5条により公開となっております。傍聴人の募集公示を行いました。申込はありませんでしたので、併せてご報告いたします。

す。

それでは部会長・部会長代理が選出されるまでの進行を事務局が進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

皆様、天気が悪い中、ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。賃金室長の森越でございます。部会長及び部会長代理が選出されるまでの進行を務めさせていただきます。

まず、辞令の交付でございますけれども、会議次第が付いております、皆さんのお手元の資料の1ページ、資料No.1に本日の専門部会委員の名簿の方を記載させていただいております。

今回、男子・婦人既製服製造業最低工賃の審議にあたりまして、青森地方労働審議会の委員以外の方々に専門の分野から臨時委員として令和6年11月21日付けで任命させていただいております。臨時委員の辞令につきましては、各委員の机の上に置かせていただいておりますので、失礼ながらこれもちまして交付とさせていただきたいと思っております。

次に委員の紹介をさせていただきます。

まず、公益代表委員でございますが、お席の順に、私の方から向かって右側から飛鳥委員でございます。

(飛鳥委員)

飛鳥でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

原委員でございます。

(原委員)

原でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

奈良委員でございます。

(奈良委員)

奈良でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

次に家内労働者代表委員でございますが、同じくお席の順に秋田谷委員でございます。

(秋田谷委員)

秋田谷でございます。よろしくお願ひいたします。

(事務局 賃金室長)

山内委員でございます。

(山内委員)

山内です。よろしくお願ひします。

(事務局 賃金室長)

山下委員でございます。

(山下委員)

山下です。よろしくお願ひします。

(事務局 賃金室長)

そして、委託者代表委員でございますが、やはりお席の順から小山田委員でございます。

(小山田委員)

小山田でございます。よろしくお願ひいたします。

(事務局 賃金室長)

服部委員でございます。

(服部委員)

服部でございます。よろしくお願ひします。

(事務局 賃金室長)

あと佐藤委員の方がまもなく到着ということですので、お待ちいただければと思います。
では、事務局の方の紹介も簡単にさせていただきたいと思ひます。労働基準部長の上野で
ございます。

(事務局 労働基準部長)

上野でございます。よろしくお願ひいたします。

(事務局 室長補佐)

賃金室長補佐の木村でございます。

(事務局 室長補佐)

木村でございます。よろしく申し上げます。

(事務局 賃金室長)

賃金指導官の高山でございます。

(事務局 賃金指導官)

高山です。よろしくお願ひいたします。

(事務局 賃金室長)

どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして上野労働基準部長より挨拶を申し上げます。

(事務局 労働基準部長)

改めまして、青森労働局の上野でございます。

日頃より労働基準行政に対しまして格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、この度は男子・婦人既製服製造業最低工賃専門部会委員にご就任いただきまして、さらに、本日は大変お忙しい中ご出席を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、家内労働についてでございますけれども、昭和45年の家内労働法の制定時には全国で200万人という方々が家内労働に従事していましたが、近年は10万人を下回るまでに減少しているという状況でございます。青森県においても全国と同様の減少傾向にあるものの家内労働は、今もなお製造業を下支えする重要な役割を担っているものと認識をしているところでございます。

最低工賃は、家内労働者の労働条件の最低基準を定めている家内労働法に規定されておりまして、ある物品について一定の単位ごとに工賃の最低額を決めたものでございまして、委託者は、決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

青森県では、3つの業種について最低工賃が設定をされておりますが、今年度はそのうち男子・婦人既製服製造業の最低工賃に関しまして、ご審議をいただくこととしております。

最低工賃の審議にあたりましては、業界特有の実情があると思っておりますので、家内労働の当事者委員の意見をいただきながら、ご審議をお願いしたいと考えております。

委員の皆様にはお骨折りいただくことになろうかと思っておりますけれども、円滑な議事進行とともに青森県の実情に即した適正な最低工賃の改正に向けてご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

本日はよろしくお願ひいたします。

(事務局 賃金室長)

次に、諮問及び部会の設置につきまして説明させていただきます。

【佐藤委員が入室】

(事務局 賃金室長)

今、委託者代表委員の佐藤委員が到着されました。佐藤委員、よろしくお願いします。

(佐藤委員)

こちらこそよろしくお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

では、諮問と部会設置につきまして説明させていただきます。

青森県男子婦人既製服製造業最低工賃の改正につきましては、11月25日付けで青森労働局長から青森地方労働審議会会長へ諮問、調査・審議をお願いする旨の諮問をさせていただいております。それを受けてこの度の専門部会が設置されることになったということでございます。

専門部会の委員につきましては、労働審議会の会長が審議会の委員もしくは臨時委員の中から指名するというようになっておりまして、皆様には先般、会長名の文書で指名させていただいた旨ご連絡させていただいております。

では、次に部会長選出、最初の議題の部会長の選出と部会長代理の指名に入らせていただきたいと思っております。地方労働審議会令の規定によりまして、部会長は、公益委員の中から選出するというようになっておりまして、また、部会長代理は、部会長が公益委員の中から指名するというようになっております。

事務局といたしましては、部会長を原委員にお願いしたいと考えておりますが、ご検討くださるようお願い申し上げます。いかがでしょうか。

【各委員より「異議なし。」の声あり。】

(事務局 賃金室長)

ありがとうございます。「異議なし。」の声をいただきましたので、原委員が選出されたものとして確認させていただきます。

それでは部会長を原委員にお願いいたします。原部会長からご挨拶をいただきまして、以後の議事進行につきましてよろしくお願いいたします。

(原部会長)

部会長を拝命いたしました青森中央学院大学の原と申します。悪天候の中、ご参集いただきましてありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に入る前に部会長代理の指名をさせていただきたいと思っておりますが、飛鳥委員、よろしくお願いいたします。

(飛鳥委員)

お願いします。

(原部会長)

それでは、続きまして事務局から資料の説明をお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

それでは、資料の説明をさせていただきます。資料は、先ほどもご参照いただきましたが、会議次第が付いておりますホッチキス止めの資料と、別冊資料が1から4まで、4種類を配布させていただいております。

なお、資料につきましては、次回の第2回の最低工賃専門部会でも使用する予定でございますので、お持ち帰りになる場合には次回もご持参をよろしくお願ひしたいと思います。

また、置いていかれる場合には、事務局で保管しまして、次回、お席の方に用意させていただきますので、その際にはそのまま机の方に置いていただければと思います。

はじめに、最低工賃審議の概要ということで、組織改正の手順につきまして説明させていただきます。会議次第が付いております資料をご覧くださいまして、21 ページまで進んでご覧いただきたいと思ひます。21 ページに資料No.6 ということで各種審議会等の組織図の資料がございます。こちらは青森労働局が所管する審議会についての一覧となっております。上の方に、「1 青森地方労働審議会」がございまして、その中ほどのところに2といたしまして「青森地方最低工賃審議会」、大きくこの2つの審議会が設置されております。

また、青森地方労働審議会、上の方では3つの部会があるということになっておりまして、労働災害防止部会、家内労働部会、この2つは常設であるんですけども、もう1つの最低工賃専門部会はその都度諮問等が行われて調査・審議が必要となる場合に設置されるということになっております。最低工賃専門部会は、現在3つ設定されております最低工賃ごとに設置されまして、今般は最低工賃専門部会のうち、男子・婦人既製服製造業の最低工賃専門部会に皆様にご参集いただいているということになります。

また、最低工賃専門部会につきましては、今ご説明しましたとお祈り諮問を受けた場合にその都度設置して、具体的な最低工賃の額等について調査・審議を行うということになっております。

委員の構成でございますけれども、一番上の青森地方労働審議会につきましては公労使、計18名で組織されるということになっております。また、特別な調査・審議に際しては、この18名の公労使以外に臨時委員を置くということになっておりまして、臨時委員の任命は労働局長が行うということになっております。

この委員及び臨時委員の中から会長が指名いたしまして専門部会が設置されるということになっております。

そういったことございまして、既に青森地方労働審議委員として選任されております奈良委員、原委員、山内委員、小山田委員につきましては、既に地方労働審議会の委員としての辞令が公布されておりますので、本日はそれ以外の方々に先ほどの臨時委員の辞令を交

付させていただいているということになっております。

次に、最低工賃改正の手続きですけれども、次のページ、資料の 22 ページをご覧くださいと思います。資料No.7 ということで、概略図を載せております。

まず、最低工賃の改正にあたりましては、労働局長が審議会に諮問をし、その意見を求めるということとなっております。また、諮問するケースといたしましては、実は大きく 2 つございまして、1 つは家内労働者又は委託者の方から改正決定してほしいという申出を受けた場合で、もう 1 つは労働局、労働局長の方が改正の必要を認めた際に、労働局長の判断で諮問を行うと、この 2 つになっております。

労働局長が判断して行う場合には、改正の計画、現在ですと 3 年計画となるんですが、こちらを計画して、それに基づいて行うということになっております。

本日、審議をお願いします、男子・婦人既製服製造業最低工賃につきましては、令和 3 年度に前回改正させていただいておりますけれども、その後、3 年間、関係する家内労働者、委託者の方から特に改正に関する意見の申出というものはございませんでしたので、今回は労働局の改正計画に基づきまして諮問させていただいたということになっております。今の 22 ページの手順、一番上の労働局長の諮問が 11 月 25 日付けで行われておりまして、次に 2 番目、地方労働審議会（専門部会の設置）、こちらも諮問と同時に設置がされておりまして、3 番目の専門部会（調査・審議）といいますのが本日皆さんにお集まりいただいております専門部会ということになっております。

この専門部会で調査・審議をしていただきまして、取りまとめの上、労働審議会の方に報告するということになっております。

また、この報告の関係でございますけれども、青森地方労働審議会運営規定というものがございまして、その中で部会長が審議会の委員の場合には専門部会の議決をもって審議会の議決とするということになっております。

先ほど部会長に選出されました原部会長は、青森地方労働審議会の委員でございますので、この専門部会の議決が審議会の議決になるとなっております。

専門部会の方から報告を受けました審議会会長は、労働局長へ答申というものを行いまして、労働局長が答申の要旨を公示し、異議の申し出があれば、再審議という手続きを行いまして、その後、官報というものに公示して発効していくという概略的な流れになってございます。

引き続きまして資料の説明ですけれども、繰り返しになる部分がございますが、今、お手元の資料の 1 ページからもう一回概要を説明させていただきます。

資料No.1 は当専門部会の名簿でございます。

資料No.2 でございますが、こちら 2 ページから 12 ページまでが家内労働法という法律の条文そのものを資料として付けております。

1、2 点確認していただきたいのが、7 ページの一番下のところに家内労働法の第 13 条という規定がございます。こちらの方、最低工賃額等となっておりますけれども、途中に括弧書きがあって読みづらいのですが、最低工賃は、「労働者に適用される最低賃金との均衡を考慮して定められなければならない。」ということになっておりまして、最低賃金を定め

る場合には最低賃金もやはり考慮して決めましょうということが規定されているという部分でございます。

続きまして、資料No.3ということで、ページでいきますと13ページから16ページまでが地方労働審議会令の規定の写しを付けております。

また、次の資料No.4、17ページになりますが、こちらの17ページ、18ページ、19ページが青森地方労働審議会の運営規定ということになってございます。こちらの運営規定の18ページの第5条に「会議は原則として公開する。ただし、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼす場合」等々につきましては、「非公開とすることができる。」旨の規定がございまして。

続きまして、20ページ、資料No.5になりますが、こちらは最低賃金の専門部会の運営規定となっております。

資料No.6・7は省略させていただきまして、資料No.8、23ページになりますけれども、こちらは字が小さくて申し訳ないのですが、令和6年11月末現在の各都道府県、全国の最低工賃の設定状況ということになっております。各都道府県で設定されている最低工賃の状況、及び直近の改正年度を記載しております。

現在、全国47都道府県のうち、石川県と和歌山県、この2つを除く45の都道府県で、数はそれぞれございますが最低工賃の方が設定されております。1業種の県から、多いところでは5業種設定されている県もあります。青森県の場合には和服裁縫業、男子・婦人既製服製造業、電気機械器具製造業の3件について最低工賃が設定されているという状況でございます。

次の24ページ、こちらが現在の最低工賃の状況、委託者数・家内労働者数・現在の最低工賃の効力発生日等を載せております。このうち、真ん中にあります和服裁縫業につきましては、昨年度・今年度と継続して改正審議を行いました。結果的には改正は見送りということになっておりまして、平成15年から改正されてないという状況でございます。また、電気機械器具製造業につきましては、令和4年度に審議を行いました。令和5年5月1日から現在の金額に改定されているという状況でございます。

次の資料No.10、25ページでございますが、こちらは今ご説明しました3つの最低工賃が設定されている業種についての委託者の数と実際に作業を行う家内労働者の方々の数を、過去10年位の推移をグラフ、表にしているものでございます。

ご覧いただくと、家内労働者、委託者共に長期的には減少傾向にある状況でございます。男子・婦人既製服製造業では、前回、審議をお願いしました令和3年度、3年前に比較して、やはり家内労働者数、委託者数共に若干減少という状況でございますが、それでも家内労働者数は、まだ300名以上いらっしゃるということになっております。

次の資料No.11、26ページから29ページまでは現在適用されております既製服製造業の最低工賃となっております。男子既製服では、背広上衣・ズボンの2種類の品目というのがございまして、婦人既製服では、品目がワンピース・ブレザー・コート・スカート・スラックスの品目が定められておりまして、それぞれに工程規格、単位ごとの金額が定められているという状況となっております。

続きまして、資料No.12、30 ページでございますけれども、こちらは前回、令和3年度の専門部会の審議経過になっております。具体的には上の方の第1回の専門部会のところの2でございますとおり、前回は、品目・工程規格・標準能率等は変更は行わず、次の第2回の1のとおり、最低賃金の引上げ率を参考にして改正するということになっております。

また、審議経過の1の3のところでございますけれども、前回の審議会の中で「アームホール星入れ」なる工程の新設についての要望がなされておりました、次回の審議にて事務局において必要な調査を行うとなっております。

次に資料No.13、31 ページは、各都道府県、全国の中で青森県と同様の既製服製造業関係の最低工賃が設定されている県について、こういった業務内容について設定されているか、また、直近では発効年度がどれぐらいになるのかということについての資料と表ということになります。

そして、資料No.14、32 ページですが、こちらは、平成21年度から現在までの本県の既製服製造業の最低工賃、金額の推移となっております。

まず32ページの男子既製服でございますが、現在、品目は背広上衣とズボンの2つとなっております。以前はもう1つ、ジャケットという品目がございますが、平成16年度に廃止されております。また、平成21年度に背広上衣の工程にありました「袖口裏まつり」なる工程が、こちら6と7の間でございますが、こちらが平成21年に廃止されております。また、24年度以降は品目等の改正は行わず、金額のみ改正されているという状況になっております。

次に33ページの婦人服でございますけれども、こちらは昭和63年に現在の既製服製造業最低工賃が新設されて以降、品目の改正というものはございません。平成24年度に金額の単位が一部改正、具体的には「飾りボタン付け」というものが、単位が2個から1個と変更されております。また、平成27年度以降は金額のみの改正ということになっております。

また、33ページ及び22ページの資料に、「標準能率」というものがございますけれども、標準能率はある習熟期間を経た一人前の家内労働者、初級熟練者が標準的な作業条件のもとで標準的な作業速度をもって作業した時の能率ということになっております。

資料では、こちらに書いております標準能率は、そういった初級熟練者の方が8時間仕事をした場合にこれぐらいの数ができるだろうという想定のものとなっております。ちなみに、この標準能率は、先ほど申しました昭和63年に本県の既製服製造業の最低工賃が新設されて以降、標準能率の変更、改正等は行われておりません。

資料のNo.15、34 ページからは、各都道府県別の最低工賃額の一覧ということになっております。大体、青森県で設定されている規格、工程等には、似ているものについていくつかの県について、こういった単価が定められているというものを付けております。概ね似ているものということで付けておりますが、ものによっては県によって大きな差があるということになっております。

ページを進めていただきまして、42 ページ、資料No.17 になりますけれども、こちらは最低賃金の改正状況となっております、青森県最低賃金の平成13年度以降の推移となっております。一番左端の平成13年のみ「日額」という表示がありますけれども、平成14年度以

降は日額という表示はなくなりまして、「時間額」のみの表示となっているということになっております。

次の資料No.18、会議次第が付いております資料の最終ページですけれども、こちらは賃金指数等の推移ということで、賃金指数の推移、消費者物価指数の推移、標準生計費等につきまして参考となる資料を付けさせていただいております。

ではもう少し資料の説明を続けさせていただきます。

次に別冊資料の1をご覧くださいければと思います。別冊資料の1、こちらは今年の10月及び11月に県内の25の委託者の方々に対しまして、通信調査により実態調査を行った結果ということになっております。

まず、こちらの5ページをご覧くださいければと思います。こちらがまず委託者の方々に対する通信調査の結果でございますけれども、25の委託者に郵便でお願いしまして、24の業者様から提出いただいたということになっております。

また、8ページが家内労働者調査結果というのがございまして、こちら、把握している家内労働者、338人おりますけれども、そのうち103人の方に、委託者を經由して調査をお願いしまして、63人の方から回答をいただいているという状況になっておりまして、それぞれ委託者の方々から回答いただいた状況、家内労働者の方々からいただいた状況をこちらの資料の方に取りまとめているという状況でございます。

では、結果の概要、まず委託者の方から紹介させていただきます。5ページのところでございますけれども、それぞれ、主要委託製品、1委託者当たりの家内労働者数、委託の経路等ございますが、一部省略させていただきますけれども、まず項目の5番のところ、「今後の家内労働委託料の見通し」につきましては、「変わらない」が70.8%、「減少する見通し」が25%とご回答いただいているという状況となっております。

6、7、8、9の項目がそれぞれございますけれども、6、7、8につきましては割愛させていただきます。9のところ、「現行工賃の決定時期」というところを見ますと、一番多いのは令和4年の29.2%となっておりますので、こちらは、前回、3年前の審議によりまして最低工賃の金額が変更されているということを踏まえて現行の工賃を変更、改正いただいたものと考えております。

7ページに移りまして、10の「工賃改訂の予定」の部分では、「予定はない」70.8%、「予定している」が29.2%となっております。

項目13に「家内労働者一人当たりの支払い工賃額」がございまして、こちらでいきますと、構成的に一番多いのが3万円未満となっております。金額の方につきましては、家内労働者の方の調査結果の方でまた見ていただきたいと思います。

8ページからが家内労働者の方々からの回答ということになっております。3の「家内労働者年代」というのがございまして、こちらは回答ではやはり70代が最も多くなっております。前回、3年前の調査ですと60代の方が若干多かったんですけれども、今回、70代の方が上回る形になりまして、平均年齢の方も高くなっているという状況になっております。

その下にございます家内労働者の経験年数のところでも、20年以上というところが4割ということで一番多くなっております。経験年数の方も前回に比べてちょっと長くなっ

ているということになっております。

9ページの「7 工賃単価の変化」というところですが、「1年前と比べて変わらない」というのが63.5%で一番多いですが、一方、「単価が上がった」も22.2%回答いただいております。

その下に「仕事量の変化」ということでございまして、1年前に比べて「仕事量は変わらない」がほぼ半分、「仕事量が減った」が22%、逆に「仕事量が増えた」が12.7%となっております。

10ページを見ていただきまして、11の「作業日数」のところ、こちら一番多いのが「21日から25日」が「42.9%」ということで、下の方に作業日数の平均を前回と比べたものがございますけれども、作業日数が前回に比べて若干増えているという状況になっております。

また、その下の1日平均作業時間につきましても、前回調査に比べて0.7時間増加している状況となっております。

そして、11ページのところに、「13 工賃月収額」、そして、「14 1時間当たり工賃額」とございますけれども、こちらの工賃月収額もかなり幅広く分布しておりますが、平均額が前回の調査時よりも大体2,200円くらい増加してございまして、こちらは先ほどご説明したように、作業日数、作業時間が増加しているためということになると思います。

逆に、その分、1時間当たりの工賃額で計算してみますと、前回よりも36円減少している結果になっているということでございます。

そして、12ページのところに家内労働者の方々からの意見要望をそのまま載せておりますけれども、多くの方が結構記入いただいております。内容はほとんどが「工賃を上げてほしい」「なかなか手間が掛かるものも多いので上げていただきたい」旨の要望等が寄せられている状況でございます。

そして、13ページから18ページは、最低工賃が設定されている品目、工程、それぞれにつきまして、今回、通信調査でいただいた回答の中で最低がいくらぐらい、最高額がいくら、平均がいくらぐらいということを表にさせていただいたものとなっております。

13ページから18ページまでが最低工賃が設定されている品目についての分布状況でございまして、19ページは、最低工賃が設定されていないものにつきまして載せているというものでございます。

そして、20ページのところに、今般の通常の調査とは別に「アームホール星入れ」の状況等につきまして回答をお願いしていたんですけれども、こちらの方、委託者の方からは2つの委託者の方から回答をいただいております。

また、21ページから28ページが家内労働者の方々からいただいた品目、工程ごとの単価の分布、最高額、最低額、平均を付けております。

そして、28ページをご覧いただきたいと思うんですけれども、28ページのところに今度は家内労働者の方からアームホール星入れの作業状況について記載いただいたんですけれども、1名のみからの回答となっております。

それ以降は、29ページから31ページ以降は、工賃だけを家内労働者側からの回答結果と

委託者側の回答結果を並べて記載したものとなっております。

あと別冊資料の2以降について簡単にいいますと、こちら別冊資料の2、こちらは厚生労働省が毎年作っております「家内労働のしおり」ということで、家内労働法の概要とか国としての取組、また、実際の全国的な家内労働者数や委託者の統計などが最後の方に記載されているものとなっております。

そして、別冊資料の3は青森県内の家内労働の状況につきまして、文章及び表で取りまとめたもの、そして最後の別冊資料の4が法制度に係る基本的な用語というものを別冊4の方に言葉の方ですね、並縫い、ぐし縫い、まつり縫い等についての定義の方を参考として付けさせていただいております。

長くなりましたが資料の説明は以上となります。

(原部会長)

ありがとうございました。

ただ今の事務局からのご説明に対して、何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

(秋田谷委員)

まず最低工賃の見直しの関係なんですが、3年に1度、労働局長からの計画だと3年に1度ということで、その他、委託者側又は家内労働者側から要望があればその都度という話なんですけれども。

この3年間の引上げ額でいくと15.何%ぐらいの引上げになっておりまして、今の最低賃金の引上げベースでいくと3年ごとというのは少し期間が開きすぎて、これが4月1日に改定されると相当大きな引上げになってきますので、これ例えば労働局、今日からの諮問も、例えば2年に1度とか、もう少し間隔を狭めることはできないのかというのが一点目です。

次に、別冊資料の1、6ページの一番下、「現行工賃の特定時期」なんですが、令和元年以前が12%、そして令和4年でも29%なので、この期間、最低工賃が改定されていない中で、この最低工賃の金額を下回る例というのはないのか、だいぶ長い期間なので、そこ、もし分かれば教えていただきたい。

さらに別冊資料1の12ページに家内労働者の意見要望というのがありまして、上から6つ目のポツです。「日曜日夜19時以降は少し単価を上げてほしい。」という回答がありますが、これは緊急で、例えば日曜日の夕方に委託者側に仕事は行って翌朝までとか、そういうふうな緊急の案件といたしますか、委託というのは、実際あるのかどうか。こういう意見があるので、実際問題、こういう事例があるのか、聴きたかったということです。

以上です。

(事務局 賃金室長)

まず1つ目の労働局長の諮問によって計画的にやる場合、3年に1回だとちょっとスパンが長すぎるのではないかというご意見につきましては、労働局、厚生労働省の方でもそう

いった要望意見の方は問題として受け止めておりまして、現在、労働局の方では、全国的に、これまでずっと3か年計画でやっておりまして、現在が第14次の3か年計画の最終年度なんですけれども、次年度以降、令和7年度以降につきましては第15次の中長期計画を現在労働局と厚生労働省の方でやり取りをしております作成に入っているんですけれども、その中で今お話しいただいたように最低工賃の上げ幅が高くなっているということも踏まえまして、これまでの3年ではなくて2年間隔というものも十分考慮して計画を立てろという指示がございますので、それを踏まえて次回の計画を作成するというご意見でございますので、今の「3年は長い」というご意見につきましては、十分踏まえまして作成していきたいと考えております。

また、2つ目に、ご質問いただきました最低工賃の方がもう何年も改正されていない業者さんも一部いらっしゃる中で、実際に下回るという事例も、実際に具体的にどここの企業でこの品目について最低工賃を下回っているというのはなかなか私どもの方でも把握できていない部分が正直言ってありますけれども、今般、通信調査で委託者を通して、家内労働者についてもアンケートをいただいたところ、品目によってはそもそも最低工賃を下回るというのが、現に、こちらのお手元の資料でございますけれども、最低工賃を下回るというものもいくつかございますので。これは通信調査の結果ですけれども、そういった意味では下回る部分も全くないものではないとは思っております。

また、最後にお話いただきました家内労働者からの意見要望のところに、夜19時以降については単価を上げてほしいという意見がございますが、秋田谷委員の方から話がありました実際に日曜日の夜などに緊急で仕事の委託を受けて、明日の朝までみたいな話があるかどうかは、事務局の方としては特に把握できていないという状況でございます。

(秋田谷委員)

委託者側の委員もいらっしゃいますので、実際、そういうことってあるんでしょうかね。ご意見、いただけるようであれば。

(服部委員)

他の会社はちょっと分かりませんが、当社ではないです。

(佐藤委員)

うちも緊急というのはほぼないです。

(秋田谷委員)

ちょっと考えたのが、この家内労働者が、自分が空き時間がその日曜日の夜しかないのその日にやっている、その時の単価をみてくれという意見だと、これはちょっと違うなというところもあったりして、本当にこれが実態としてあるのかというのは、ちょっと疑問になったものですから質問させていただきました。

(佐藤委員)

そうですね、家内労働者さんは好きな時間にやるのが多いので、急ぎで日曜日…これ、日曜日、そもそもこっちがやってないので、日曜日に持って行ってというのは…。

(秋田谷委員)

すいません、単なる疑問でした。ありがとうございます。

(佐藤委員)

でも、もしお願いするとすれば、急ぎのものは単価を上げてやっていただいていると僕は思っています。

(秋田谷委員)

ありがとうございました。

(服部委員)

ただ全否定はできないので、業界全体のことを考えれば。申し伝えておきます。

(原部会長)

ありがとうございました。

他に何か事務局のご説明にご質問等、よろしいでしょうか。

(秋田谷委員)

別冊資料の1の20ページにある、前回アームホール星入れの追加というのがあったんですが、1名のみからの回答？

(事務局 賃金室長)

委託者の方からは2つの業者様からこういった規格単位でうちの仕事を出しているという事で回答をいただきまして、一方、28ページにあるとおり、家内労働者の方からは1名だけから回答があったものです。

もちろん、この家内労働者につきましては、現在、当方で今年度委託状況届という報告によりまして把握しております338名全員というわけではなくて、それなりに家内労働者が沢山いらっしゃる、仕事を出しておられる委託者様には、その何分の1かの人数でお願いをして、合計103名ですので、338名全員からの回答ではないということでもありますけれども、実際に回答をいただいた方が1名だったということになります。

(秋田谷委員)

これからの話にはなると思うんですけど、規格とか工程の関係で、入るのか入らないのかというのはすごく気になったものですから質問させていただきました。ありがとうございます

います。

(原部会長)

ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。

では、次に今後の審議の進め方についてお諮りしたいと思います。事務局から前回の審議経過について説明がありましたが、事務局としては過去の経緯を踏まえて専門部会を本日を含めて2回開催して結論をいただきたいというご意向のようですが、何か審議の進め方についてご意見等ございますでしょうか。

【各委員からの意見なし】

(原部会長)

では本日は、品目、工程、規格、標準能率などの審議について、先ほどご説明がありましたように3年前の審議においてアームホール星入れについて品目に加えることを検討するとされておりましたが。これらについての審議を今回行いまして、次の部会で金額審議を行うということではいかがでしょうか。

【各委員から「はい。」の声あり】

(原部会長)

ありがとうございます。

それでは、本日は品目、工程、規格、標準能率、それからアームホール星入れの取扱いについて審議を行いまして、次回、金額の審議を行うということにしたいと思います。

そして、次回の金額審議において改正額が決定した場合には結審ということになります。

それでは初めに品目の見直しの要否の検討に入りたいと思いますが、品目につきましては事務局から説明がありましたように、平成16年度、男子既製服ジャケットを廃止して、現行の品目体系になって以降、見直しは特にありません。

何かこの点についてご意見等ございませんでしょうか。

(秋田谷委員)

山下さんの方で何かありますか。

(山下委員)

はい。廃止になっている袖口の手縫いなんですけど、どうして廃止になったのかというのを聴きたいです。廃止になったのは何の理由だったんだろうと思ひまして。ミシンが入るようになったからですか。うちはやっているんですけど。

(佐藤委員)

多分やっているところは、僕が知っている限り、ミシンの他に、袖口まつりの手まつりしたような、その機械もあるんですよ。なので、ほぼやってないのかなと思って、前々回、多分。

(山下委員)

分かりました。うちだけかな。

(佐藤委員)

全部の項目を網羅したわけではないので、違うものに当て込んで、このまつりだったらこと同じやり方だよねとって、何センチなんぼ以上みたいなことでやっています。

アームホールは、山下さん、星入れですよ？

(山下委員)

星入れ。

(佐藤委員)

これも、そもそも既製服という括りがあります。青森県、簡単に言うと全国の縫製業で、売られているあらゆる洋服の中で、1.5%しかメイドインジャパンはないんですよ。無くなったんです。コロナの前は2.3%ぐらいです。

その中であって、特に東北地区に多いんですけれど、岡山とかあつちはデニムとかですが、東北地区に多くて、東北地区の中でも青森県が一番低かったんですけど。縫製業は、今、津軽地区、何とかかんとか頑張っていて、残っているという状態で。さらに規模も100人、200人とか50人以上とかというところも多くて。

そういう中で、まとめ屋さんとか。その中でもイージーオーダー、1着1着のイージーオーダーが大きいところで3社。もうかなり津軽地方が特になんですけど集積地になってしまっているという実態で。

イージーオーダーさんは結構アームホールの星入れをしてないんですよ。僕はえっ？と思っています。

星入れ、うちもやっていますが、ああ、もうやってないんだなと。メンズは特にね。婦人で星入れはほとんどないです。

星入れは加えた方がいいと思いますけれど。ですので前回審議をさせていただきました。

でもやっていらっしゃるんですね。

(原部会長)

大変興味深いご意見をありがとうございました。それでは現時点では、現行の品目については、特に見直しなどは必要なしということでよろしいでしょうか。

【各委員より「はい。」の意見あり】

(原部会長)

ありがとうございます。それでは品目については現行のままということにいたします。

次に工程についての検討に入りたいと思いますが、男子既製服、婦人既製服、全ての品目の工程に関して見直しの要否についてどなたかご意見ございましたらお願いします。

(佐藤委員)

山下さん、紳士の方、どうですか。前回も確か、肩パット付けって。全然付けないですよ
ね。

(山下委員)

やってないです。私はやってないです。

(佐藤委員)

紳士で肩パット付け、手でやります？

(山下委員)

機械でやります。

(佐藤委員)

後付けをして何かしているのを見たことないんですけど。

(山下委員)

私はやっていません。

(佐藤委員)

前回もしゃべったような気がする。その時は、そうか、ってなったのかな。

(山下委員)

婦人服の方はあります。

(服部委員)

婦人服も肩パットはほとんどないですよ。そもそも。

(山下委員)

昔はあったけど、今はない。

(服部委員)

でも流行があるかもしれないので、また昭和後期のあの時代が復活するかもしれないの

で。

(佐藤委員)

実際、青山さんとかで肩パット、売っています。

(山下委員)

そうなんですか。それは自分で付けるやつですか？

(佐藤委員)

自分でというか、直し屋さんみたいところで。本格的にばらしてではなくて、付けられるようになっているみたいです。そこそこ売れているみたいですよ。ちょっとびっくりしています。

(山下委員)

昭和時代が来るんですかね。

(佐藤委員)

まあ、残しておいて。

(佐藤委員)

紳士の方はこれで。これにアームホールでいいと思いますけれど。

(秋田谷委員)

工程の方はアームホールについては、委託者側も同じ意見なので、いいんでしょうかね。

(原部会長)

現行のままで特に問題なしということによろしいですか。

(秋田谷委員)

工程の方に、アームホール星入れ、入るんですか？

(事務局 賃金室長)

アームホール星入れにつきましては、現行の方どうするかの見直しを検討いただいた上で、別途審議をいただくということをお願いします。

(原部会長)

それでは、工程に関しましては、アームホール星入れ以外の工程につきましては現行のままとすることといたします。

【各委員より「はい。」の声あり】

(原部会長)

次に規格についてですが、全ての品目の規格について何かご意見ございますでしょうか。

(佐藤委員)

ちょっとだけお時間、いいですか？じっくり見てみますので。
紳士の方は、これでいいと思いますけど。

(原部会長)

大丈夫でしょうか？

(佐藤委員)

はい。大丈夫だと思います。

(原部会長)

はい、佐藤委員、ありがとうございます。
特に他にご意見ございませんでしたら、規格につきましても現行のままということでもよろしいでしょうか。

【各委員より「はい。」の声あり】

(原部会長)

では規格については現行のままといたします。
それでは続きまして、標準能率について、これつきましても男子既製服、婦人既製服、一括して検討に入りますが、ご意見いかがでしょうか。

(秋田谷委員)

事務局に確認なんですけど、32 ページ、33 ページに「標準能率」ってありますよね。34 ページには「金額 (単位)」というのがあって、他県とほぼ同じという解釈でいいですか？
例えば、32 ページの背広上衣の1番、「上襟付けまつり」というんですか、これ、標準能率だと「136」になるのですが、34 ページの1番になると同じ品目で「1枚 30 センチにつき」となっていて、比較があるので、これはほぼ同じという解釈でいいんでしょうか。
ちょっと微妙ですかね？

(事務局 賃金室長)

青森県では、こちらの背広上衣、一番上から1番、2番で、「上襟付けまつり」が「1枚

(30cm)につき」「46円」、「下襟絡げまつり」が「1枚(10cm)につき39円」となっていますが、岩手県は「1枚(30cm)につき」「42円」となっております。

この34ページのところで、それぞれの県のところに細かく「いくらにつきいくら」という但し書きがない限りは、一応青森県の方と同じような規格単位だと思って考えていただいてよろしいかと思えます。

(秋田谷委員)

標準能率は、他県と同じですか？

(事務局 賃金室長)

すいません、標準能率につきましては、こちら今、青森県のものだけ載せておりますけれども、これは各県の方で当然違っております。

(秋田谷委員)

若干数字が違う？

(事務局 賃金室長)

そうですね。すいません。これはあくまでも青森県の設定された時の標準能率になりますので、各都道府県で工程ごとにそれぞれ標準能率が定まっているという状況です。

(秋田谷委員)

山下さん、標準能率の部分で何か気になるところはありますか？

(原部会長)

佐藤委員、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

いや、本当はね。1着でドーンと来るので。こればかりやっていたらめっちゃ儲かる。

(山下委員)

自分でその計算というのはしたことがないので。

(服部委員)

基本、組み合わせですから、この工程を1箇所だけやるというのはまずないので。

(山内委員)

こればかりやっているわけじゃない。

(山下委員)

1 着来て、その部分、部分を全部縫うんです。それで仕上げる。

(山内委員)

工程はいっぱいある。

(秋田谷委員)

1 枚の仕上がりに対していくらと？

(山下委員)

そうですね。なので、それを時間にしてって計算したことないの。

こういう計算の仕方、会社の方ではどうするか分からないですけど、私は計算したことはないです。

その人、その人によっても縫う時間もあると思うので、標準能率と言われてもちょっとピンと来ないかな。

(秋田谷委員)

前回の協議もそうですけれど、あまり細かくやっちゃうとパンドラの箱を開けるようなもので、收拾がつかなくなるという意見があつて。

(原部会長)

要は、背広 1 着の中にいろんな品目と工程が入っていて、その合計額がその職人の方の収入として入るということで、1 個 1 個の詳細については分かりにくい、判別しがたいところなんですね。

(服部委員)

ただ 1 つ言えるのは、この標準能率で何十年もある程度一定でやっているということは、それなりに元々の根拠があるということだと思つるので、それをベースに考えながら。実際、我々とか作業をされている方の感覚というか、これぐらいの金額が妥当なんじゃないの？というので決まってきたと思いますし、それと最低賃金の上げ幅との話なので、そんなに標準能率ということに対してもそうですが、それ以前の規格とか工程とか品目、これまでに決められたもので、十分とは言いませんけれども、ある程度標準的なものが現わされているのではないかなというふうには認識しています。

(原部会長)

ありがとうございます。そうしますと、特にご異論がないようでしたら標準能率についても現行のままということによろしいでしょうか。

【各委員より「意見ありません。」の声あり】

(原部会長)

ありがとうございます。それでは特に見直しのご意見はないようなので、標準能率についても現行のままとすることにいたします。

これまでの検討結果をまとめますと、工程について現行のまま、規格について現行のまま、標準能率について現行のまま、ということで結論が出されました。

次にアームホール星入れについての審議ですが、事務局から説明があった実態調査結果を踏まえまして、新規の工程としてアームホール星入れを新設すべきかどうか、この点についてご意見をお願いいたします。

(佐藤委員)

新規にしたらいいと思います。分かりやすい。アームホール星入れはちょっと技術がいるというか。

見返しとかの星入れはなくなってきていますけれども、アームホール星入れは高級品になればなるだけあるので。現場でも計算しやすい。

(秋田谷委員)

事務局に質問なんです。例えば家内労働者の数とか委託労働者の数が新設の部分に関わってくるというのはあるんですか？

この場で入れた方がいいというふうになれば、それでOK？

(事務局 労働基準部長)

そうです。それは委員ご指摘のご認識のとおりです。

1点だけ補足させていただきますと、この資料にもあります規定上の話なんですけれども、12ページに「第34条 罰則」というところがございまして、そもそも労働監督機関による指導対象の枠に入ってくるものであり、監督署の指導規範であると同時に、こういう罰則、34条の適用を受けるものの対象として「新設する」ということが制度上の建付けになります。請負契約の中でその需要と供給の関係で金額が一致して、工賃が決定する中で賃上げと類似した経済的な観点から「引き上げる」という観点以外に、「新設する」となると、罰則の適用を受けることにもなりますから、そのことを踏まえて、アームホール星入れの新設についてよろしいのかという観点について、特に委託者側は、そのことを理解していただいた上で「新設する」という合意がなされるのか、この審議会で議論していただければと思います。

少しそこは公平な議論を期すために補足させていただきます。

(服部委員)

それを新設すると取り締まりの対象になりますよ、ということですね。

(事務局 労働基準部長)

そうです。単なる指導規範という位置付けじゃなくて、制度として罰則の枠に入ってきますよと。それは取締規制を新設することにつながるので、その点についての是非をきちっと委託者側にもご理解いただいた上で新設しうるのかという議論に入っていたきたいということですよ。

(服部委員)

なかなかの圧力ですね。

(事務局 労働基準部長)

制度の意味を正しく理解していただかないと、特に、今回の場合、委託者側は正しく理解していただかないと、規制する方の新設になるので、委託者や家内労働者の数は少ないとはいえ、県内の委託者に網を掛ける結果になりますから、この委員会で、そのことについての是非も検討としていただき、額をどのくらい上げていくかは次の議論になろうかと思えます。

今まで規定されているものは当然歴史的にそれがそういうものだということを前提に賃上げとか最賃が上がっていることの観点から額を上げるという議論なので、そこは個別の委託者が全部理解しているかどうかは別にして、過去の積み上げを前提とした議論になるんですが、ここで新設するということは新たなものを1個設定することになるので、規制が強くなるという方向に進むことについて、家内労働者側は問題ないと思うんですけども、委託者側がそれを前提とした議論として、「よし」とするかというところは、あらかじめ理解をした上で議論を進めていただければというふうに思います。

(秋田谷委員)

例えば、先ほどの議論ですと、ブレザー1着で委託がありますと。じゃあ実際、アームホール星入れという工程があつて、最低工賃の対象になります、取り締まりの対象になりますと。

その際はアームホール星入れは、全体のざっくりとした金額ではなくて、アームホール星入れとして単価いくらと。

(事務局 労働基準部長)

それはアームホール星入れだけでなく、今の建付け上、各工程に分けてその最低工賃を払っているかというのを、国、監督署側がどう立証するのかという話になってくると思います。取り締まるという観点でいえばですね。

(秋田谷委員)

非常に難しいですね。

(事務局 労働基準部長)

非常に難しいですが、運用の実態面の話とは別に制度論としてそういう建付けだということを理解していただきたいというのがあります。

というのは、単に指導規範として水準が決められているだけということと、家内労働法の中で罰則規定がきちっと決まっていることというのは、やっぱり国が取締機関として全く重みが違うので、そこを委託者側が理解しないまま、「経済的な観点からいいんじゃないの？」という議論だけだと、少し委託者側に不公平かなと思いますので。

そこを踏まえた上で、なおもすべきだというご意見で合意していただけるのであれば、そこも踏まえて次回の審議になろうかと思います。

(佐藤委員)

実際、「これ1着いくらです。」と、ボンとまるごとはしていないでしょう？

「1着いくら」というためには、「これとこれとでいくら。」と。毎回細かく決めるのは大変なので、「これ、1着いくらです。」とやりますけど、現場ではちゃんと、「これに対していくら」と積み上げて計算しているので。

星入れについては委託する側ですけど、最低工賃があったほうが分かりやすいと思うんですけどね。

(服部委員)

この言い方がいいかどうか分かりませんが、委託する側もある程度明確な方が、ある意味、委託しやすいと思います。

(佐藤委員)

いいと思います。

(服部委員)

であれば、私もいいと思います。

(原部会長)

はい。それではアームホール星入れの工程を新設することについて、特にご異論がなければ、このまま進めるということによろしいでしょうか。

【各委員より「はい。」の声あり】

(原部会長)

それではアームホール星入れを新規に加えることとしまして、その工程名を確認すること。

その後、どの品目に追加するか、また、規格、標準能率、金額をどう定めるかについて検

討したいと思います。

工程名は、「アームホール星入れ」と、先ほどからそう呼んでおりますけど、その名称でよろしいでしょうか？

【各委員より「はい。」の声あり】

(原部会長)

では、工程名は「アームホール星入れ」といたします。

次に追加する品目について検討したいと思いますが、ご意見、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

品目は、紳士の上着ですね。それ以外にはないと思います。

(原部会長)

背広の上衣ですね。

家内労働者側もよろしいですか？背広の上衣ということで。

【家内労働者側委員より「はい。」の声あり】

(原部会長)

では加える品目については背広の上衣とします。

次に規格、標準能率、金額(単位)について検討したいと思いますが、いかがでしょうか？

(飛鳥委員)

別冊資料1の20ページが委託者側の規格、単位、金額で、28ページが家内労働者の規格、単位、金額になっています。

(秋田谷委員)

20ページの2種類というのは、間隔が広いものと間隔が狭いものが2種類あるということ？

(山下委員)

これは委託者からの回答ということですかね？

20ページの資料ですが。

(事務局 賃金室長)

ええ、20ページの資料は、1行目のところはA社からの回答、2行目のところはB社からの回答ということになります。ある委託者はこれでやっており、別の委託者はこれでやっているということです。

(佐藤委員)

難しいぞ、これ。

(服部委員)

全然基準が違うから。

(秋田谷委員)

A社のやつって、「1ヶ所 片側 15cm」で、「1着当たり」と書いていますよね。左右あるので、この工賃額は2か所分ということになるんですか。

(佐藤委員)

そうですね。

(服部委員)

だから1か所片側15センチだと75円ということでしょう、これ、おそらく。

(佐藤委員)

6の「身返しの7ミリ星入れ」と比較してもかなり高いですよ。

(秋田谷委員)

例えば、A社は5センチ間隔で6針ぐらいで、B社の方でいくと0.5センチ間隔で1針で15センチなので、全然違いますよね。

(佐藤委員)

一番は、そもそもある、背広の6の見返り7ミリ星入れ、これを参考にするべきだと思いますけども。星入れは星入れなので。まつりとは違う。専門的なことを言うと、針こうなつて、1回ここでポチッとやる。下をくぐってこういってポチッとやる。ほぼ裏地ですけど。

(山下委員)

短めの返し縫い。皆さん、分からないと思いますけれど。1回ピッと針を出します。後ろに0.2ミリぐらいバックします。そして、そのまま、また真っすぐに行くというやり方です。

(佐藤委員)

結局、表面にポチッ、ポチッとなる。これを星と。

背広を見ていただけると多分分かると思う。前身ごろの方をちょっとめくっていただく。

(佐藤委員)

見返しは、今ほとんど機械でやっているのです。

(山下委員)

星止めはわきの下のところ。

(佐藤委員)

見返しの7ミリ星入れを基準にすると、作業は一緒なんですけど、アームホールの方が少しカーブしている分、30%ぐらいプラスして計算すると、45センチを2つやって63円、見返しはね。

こっちは合計30センチやって55円ぐらい。

(秋田谷委員)

山下さん、どうなんですか？

(佐藤委員)

見返しよりも工賃はいいという？

(山下委員)

会社側では困るよね。大丈夫ですか？

(佐藤委員)

いや、そもそも見返しが無いです。今は。だからすくいでやっちゃっているのです、見返しを外から手で入れますという仕事あるかな？あるかもしれないですけど、あってもアームホールはなくそうと思ったけど、やっぱり高級感を残すためになくしたくないと思っている方なので。

見返しよりは難易度が高いので、30%ぐらい計算してやってくれたんですけど。それで55円弱、15センチで55円という基準は30%だったら、カーブしているのですということでもよろしいんじゃないかなという気がします。

そもそも伝えるのに分かりやすい。うちも。脇の星入れいくらですよって。

(山下委員)

ですね。いいと思います。

(原部会長)

正確に20ページ、28ページの言い方でいいますと、例えば、何センチ間隔何針とか、どんな表現の仕方？

(服部委員)

今のでいくと、20 ページの委託者側の5センチ間隔に6針くらい、1か所片側15センチで6針くらい？

(佐藤委員)

6針じゃないな。これ、めちゃ粗いよね。

(原部会長)

別冊資料1の20ページのような表現でいうと？

(佐藤委員)

3センチメートルに4針以上ですよ。3センチメートルの中に4針以上入っている。

(秋田谷委員)

「くらい」じゃなくていいですか？「以上」でいいですか？

(事務局 賃金室長)

「くらい」だと曖昧になってしまいますので。

(事務局 労働基準部長)

先ほどの話じゃないですけど、刑罰法規の基準となり得るもので、「くらい」とか「約」とかいうのはなじまないの、その基準は明確に決めていただかないといけないので。

(事務局 賃金室長)

同じ様に「針目が3センチ間隔に4針以上」で「1か所片側15センチメートル」のように。

(原部会長)

では「3センチ間隔に4針」？「につき」ですか？

(事務局 賃金室長)

会議次第が付いております資料の26ページの背広上衣の⑤、⑥のところと同じ表現でもよろしいのかなと思います。

(佐藤委員)

3センチメートルないですよ、本当は。これだと3センチメートル間隔、大変なことになってしまう。

(奈良委員)

表現の仕方ということでいうと、24 ページの婦人既製服ですけれど、例えばですが、ブレザーの1番の規格のように、「針目が3センチメートル間隔に4針以上」ということでよろしいかと、表現としては。3センチメートル「間隔」ではなくて、3センチメートル「につき」4針以上という表現は？

(佐藤委員)

3センチメートルに4針以上とか？

(事務局 賃金室長)

本当は3センチメートル「の中に」4針。3センチ「間隔」だと分かりづらいですが、現行の規格が全部「間隔」になっています。

(服部委員)

全部間隔で統一されている。

(原部会長)

では、この場合の「間隔」とはそういう意味だということ。

(事務局 賃金室長)

そうですね、3センチ「の中に」という意味ですね。

(事務局 労働基準部長)

そういう意味で、ある種専門用語じゃないですけど、「ここの表はこう読む」ということで整理した方がいいような気がします。なので、表現は同じにして、この表ではそういう意味だと。一般の日本語的な感覚とは別なものとして、そういう意味だといって合わせないと全部変えてしまった時に、「間隔」という意味について専門的な意味があるのかもしれない点が判断できなくなる可能性があります。

(原部会長)

注釈か何かを付けておいた方がいいかもしれませんね。この場合の「間隔」とはこういう意味ですみたいな。

(服部委員)

日本語も少しずつ変わっているからね。

(原部会長)

いろいろ興味深いお話を含めてありがとうございました。

規格については、「針目3センチメートル間隔に4針以上」と。この場合の「間隔」は、先ほどからもお話がありましたように最低工賃特有の表現ということでお含みおきいただければと。脚注か何か、先ほど申しましたように付けておく方がいいかもしれません。

「針目3センチメートル間隔に4針以上」ということで、ご異論ございますでしょうか、大丈夫でしょうか。

【各委員より「はい。」の声あり】

(原部会長)

さて次に標準能率、これについてはいかががいたしましょうか？

(事務局 賃金室長)

すいません。その前に金額単位の方について、「見返し奥星入れ」等ですと「1枚につき」となっていますので、今の実態調査の20ページのところにあるような感じをお願いします。

(秋田谷委員)

先ほどの1枚、15センチ×2につき〇〇円のような。

(服部委員)

単純に1枚45センチメートル×2につき63円を、単純に15センチに直して、さらに1.3倍にしたという感じですが。

(原部会長)

1枚(15センチ×2につき)と55円？

(事務局 賃金室長)

金額はまた次回の審議になります。

(事務局 労働基準部長)

今、参考として55円というものが出ましたけれども、他も金額審議があるので、そういう状況も踏まえて新設の方も最終的には次へということ。

(原部会長)

かしこまりました。ありがとうございます。標準能率は、これほどのようにしましょうか。初級熟練者という言葉が出てまいりましたけれども。

(奈良委員)

資料1の20ページと28ページに、委託者側も家内労働者側も、1時間当たり4個、つまり2枚分という表記があるんですけども、これは何か参考にならないでしょうか。

(事務局 賃金室長)

そうですね、こちらの方も参考に。例えば、20ページでは、委託者側の1社が大体1着ですから左右やって1時間あたり4枚、単純に8時間、例えば、こればかりを仮にやったとすれば32枚になりますので、標準能率は、8時間であれば32枚となります。

でも、28ページは、1着2か所ですので、1着でいくと2枚ということになります。

(秋田谷委員)

例えばですが、次第のついている32ページの背広上衣の6を見ていただいて、見返し7ミリ星入れの標準能率が96になっていますので。長さでいくと3分の1になりまして、単純に割ると32という数字が1つ出てくるんですけども。

次第のついている32ページの背広上衣の6番を見ると、先ほどの工程の部分でも参考にしたところでいうと、96を単純に3で割ると32というのが1つ出てきますので。

あとは別冊の資料の1の委託者、1時間の仕上げ量が4着なので、8時間やるとこれもまた32。

(原部会長)

32、いろんな方面から計算して。

(秋田谷委員)

ちょうど32という数字が出てくるという。ただ単に数字があっただけだという。

(秋田谷委員)

これ、でも6番の見返し7ミリの星入れは45センチ。

(服部委員)

3倍できるじゃないですか、15センチ×2だから、単純に。3倍できるので、3倍の数を基準にして、でもやりにくいところなので、作業能率としては70%ぐらいだろうという計算をすると、約200。正確には201枚なんですけれど。

(秋田谷委員)

どっちがいいんでしょうね。

委託者側の1時間あたりは4になっている。1日に4着。

1時間あたり4着。

(佐藤委員)

1 時間に 4 着ということはないな。星入れだけやって。

(山下委員)

標準が何時間縫える人かによる。例えば、初めてやる人はすごく時間が掛かります。

私、今年で 9 年目なんですけど、それでも 2 着。もっと縫う人はもっと早く縫えるでしょうけど、私は両方で 20 分くらい掛かる。

(秋田谷委員)

標準能率って 1 日当たり？

(事務局 賃金室長)

そうですね。1 日当たり、初級熟練者が概ねできるだろうという枚数となります。

(秋田谷委員)

今、山下委員のお話だと 24？

(事務局 賃金室長)

1 日 8 時間。両側やって 20 分くらいだと 2 時間で 3 枚、3 枚×8 時間=24 枚ということですね。

でも、その 24 枚でいうと、今、佐藤委員がおっしゃられたように 1 日当たり目いっぱいやって 1,700 円くらいとなります。

(佐藤委員)

それは割に合わない。困ったもんだな。

(秋田谷委員)

もともと技術的に難しくて時間が掛かるということで追加してほしいという工程なのでね。

(原部会長)

いずれにせよ、この 32 という数字は作業の複雑さ、難易度からするとちょっと多すぎるかなというところでしょうかね、現場の感覚として。

(秋田谷委員)

1 時間あたり 2 枚にして 16 ではどうですか？

(服部委員)

問題なのは、このことだけで現実の問題と対比して物事を決めると、全部に影響する可能

性があるので。例えば、さっき言った45センチ間の見返しの星止めを基準にしているんですが、その基準ももう既におかしくなるじゃないですか。そうすると、そこをおかしくすると違うところもまた影響してくるので。その審議をする覚悟がありますかという話になってくるんですよ。

今までもそういう話は過去あったんですが、結局、労働局さんの手間暇、もう全体からアンケートを採ってやらなきゃいけなくなってしまうというおそろしいことになってしまし、時間も掛かるしということ。

なので、最初に申し上げた、長年こうやってやってきたものに対して、それを少しずつ改善していくというやり方がいいのではないかということと、そもそも出発点が間違っていたかもしれないけれども、この基準をベースにしながら当面は動いていくということが得策、得策というのは失礼だけど、必要なことかなと。その中でどう上げるものは上げていくのかということが大切かなというふうには思っています。

(秋田谷委員)

ただ標準能率を200とした場合に、果たして新設する必要があるのかと。そういう基準で。

(服部委員)

それは理解できます。その意見は。

(秋田谷委員)

ちなみに、去年、秋田がやったらしいんですけども。秋田は委託者側の方で、工程とか標準能率、全て実態に合わせて見直しをした中で決めたとお聞きしています。我々、私、そういう能力がないので、知識がないので。

ちょっと問題提起ですけど。

(原部会長)

標準能率について、現場からいろいろ貴重なご意見を伺いましたが、賃金室長、標準能率については、どうしても議論が混迷するため、次回、金額と一緒に議論するというのでいいですか。

(事務局 賃金室長)

問題ないと思います。

(原部会長)

では、標準能率については、まだはっきりと委員の皆様で決めかねているといえますか、結論を出すのはこの時点では難しいということで、次回へ持ち越しまして、金額と一緒に改めて決めるということでしょうか。

【各委員から「はい。」の声あり】

(原部会長)

それでは、アームホール星入れ、これを新規に工程に加えると。名称が「アームホール星入れ」で、品目が「背広上衣」。規格が「針目3センチ間隔4針以上」で、金額単位は「1枚(15センチ×2につき)いくら」と。標準能率及び金額は次回に持ち越すということで決定させていただきます。

さて、次回以降の部会の公開・非公開について事務局からご説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

次回、第2回目の会議の公開・非公開、及び議事録の公開・非公開についてお諮りしたいと思います。

会議につきましては、冒頭資料の説明でもございましたが、青森地方労働審議会の運営規定の中で原則公開となっておりますが、率直な意見の交換など支障がある場合につきましては部会長の判断で非公開とすることができるようになっております。

また、議事録についても同様ですが、非公開とする場合には議事要旨を公開とすることとされております。

次回以降の専門部会及び議事録の公開・非公開の取り扱いについてご判断、ご審議をお願いしたいと思います。

(原部会長)

次回以降の専門部会及び議事録については、原則は公開なのですが、率直な意見交換に支障が出る場合は非公開とすることができるということになっております。

議事録については非公開とする場合には議事要旨が公開されるという意味でございます。

これまで2回目以降は非公開とされてきておりますが、今回はどのようにいたしましょうか。

(小山田委員)

2回目以降、これまで非公開にしてきたという主な理由は何か？

(事務局 賃金室長)

その理由は、やはり率直な意見等が出しづらいということから非公開とされ、3年前の審議につきましては1回目は公開でしたけれども、2回目の具体的な金額審議の中では非公開という扱いにしておりました。

(小山田委員)

こちら側、2回目についてはこれまでどおり非公開、率直な意見交換というところで非公

開を。

(原部会長)

家内労働者側のご意見は。

(秋田谷委員)

特段ご異議ございません。

(原部会長)

ということで、2回目以降も非公開ということで、特にご異存がなければそのようにいたしたいと思います。

ただ、非公開の場合でも議事要旨は公開されるということですので、ご承知おきいただければと思います。

それでは本日の審議はここまでといたします。次回の日程、事務局よりご案内をお願いいたします。

(事務局 賃金室長)

では、日程の確認でございますが、第2回は12月26日木曜日午前10時から、同じくこちらの会場ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(原部会長)

ありがとうございます。開催日程につきましては既に文書で案内されておりますので、予定に入れていただければと思います。

その他、事務局からよろしいでしょうか。

(事務局 賃金室長)

1点だけ。今、アームホール星入れにつきましてご審議で工程の方に加えるということで進めていただいたんですけども、加える場所について、会議次第のついた資料の26ページのところをご覧いただければと思うんですけども。

アームホール星入れを品目に加えるにあたりまして、背広上衣の中に加えますけれども、単純に考えれば「⑮糸始末」の下にそっくり入れるという手もありますけれども、①から⑮まである中の、位置的に、あるいは業務的にどのあたりにこのアームホール星入れが入るのが妥当かというご意見をいただければ、それを見越してまた次回の審議資料の方を作成したいと思います。

(山下委員)

④とか？

(佐藤委員)

そうですね。④のあと。

(事務局 賃金室長)

④と⑤の間ですか、了解いたしました。ではそちらの方に工程として組み入れることの想定で次回の資料を作成したいと思います。ありがとうございました。

(原部会長)

ありがとうございました。それでは本日の専門部会はこれにて閉会といたします。ご多忙のところ、ご参集ありがとうございました。